

第 10 回統計作成プロセス部会 議事録

1 日 時 令和 8 年 6 月 22 日（月） 13:00～14:44

2 場 所 総務省第二庁舎 6 階特別会議室及び Web 会議

3 出席者

【委 員】

西郷 浩（部会長）、佐藤 香

【臨時委員】

成田 礼子

【専門委員】

浦田 真由、下野 僚子、細川 努、安井 清一

【審議協力者】

内閣府、文部科学省、埼玉県、東京都

【事務局（総務省）】

阿南大臣官房審議官

統計委員会担当室：谷本室長、赤谷次長

統計品質管理推進室：栗原参事官、大原補佐

4 議 事

(1) P D C A サイクルによる公的統計の品質確保・向上の取組状況について

(2) 各府省における公表数値等の誤り報告状況等について

(3) その他

5 議事録

○西郷部会長 定刻となりましたので、ただいまから第 10 回統計作成プロセス部会を始めます。部会長の西郷です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は対面での開催ですが、ウェブで御参加の委員もおられます。なお、西臨時委員におかれましては、本日御欠席です。御出席の方々におかれましては、御協力どうぞよろしくお願いいたします。

事前に配布された議事次第を御覧ください。本日は議題がその他を含めると 3 つあります。まず 1 番目の議題に関しましては、令和 2 年度から各府省が進めている点検・評価の取組状況、その次に令和 5 年度から実施している統計作成プロセス診断の実施状況についての報告です。それぞれ事務局から令和 7 年度の状況を中心に報告いただき、取組の充実や支援に向けて、委員の皆様から御意見や御助言をいただきたいと思います。

議題の 2 番目ですが、こちらは各府省における公表数値等の誤り報告について、令和 7

年度における状況と、そのうち1件の統計調査について、総務省による検証結果と、検証結果を踏まえた政府全体としての取組についての報告があります。

これらの議題に沿って、資料1及び2の2つの本体資料、そのほか2つの参考資料、合計4つの資料を事前に送付しております。配布資料等に不備がございましたら、御連絡ください。

それでは、早速議事に入らせていただきます。

まず、議事次第(1)のPDCAサイクルにおける公的統計の品質確保・向上の取組状況についてですが、この議題1、更に3つの点に分かれておりまして、それぞれについて議論をしていただきます。

まず1点目ですが、点検・評価の実施状況です。PDCAサイクルの確立に向けた点検・評価の取組は、各府省が統計調査の実施後にその実施状況などを自己点検し、その結果を次回以降の調査計画や業務マニュアル等の見直しに反映させて、不断に改善を図るものであり、公的統計の品質管理の中核となる取組として令和2年度から実施されています。各府省の点検・評価の取組状況につきましては、定期的に事務局より報告を受けており、本日の部会では事務局から、昨年度、令和7年度の取組を中心に各府省における点検・評価の取組状況について説明いただきます。

続きまして、議題1の2点目になりますが、これは統計プロセス診断の実施状況についての報告です。統計作成プロセス診断は、各統計調査における統計作成プロセスの品質向上を目的として、総務省が任用した統計監理官により実施されているものです。

プロセス診断の基準と実施方針については、本部会の下に設置されているタスクフォースを中心に要求事項及び方針、フレームワークの検討が行われ、令和5年7月に診断の要求事項及び方針が正式決定されております。これらに基づき令和5年10月から本格的に診断が実施されています。

本日の部会では事務局から昨年度の統計作成プロセス診断の実施状況について報告いただきます。

議題1の3点目は、令和5年度から7年度の診断活動を踏まえた中間総括です。統計作成プロセス診断は、令和9年度末までに全ての基幹統計調査に対し実施するとされており、7年度末までに約半数の24調査について診断が行われています。

本日の部会では、これまでのプロセス診断を通して得られた知見として、統計監理官による振り返りを実施した結果について、事務局から報告いただきます。その報告に基づき、今後の各府省の統計作成プロセスの水準向上に向けて、皆様から御意見をいただきたいと思いますと考えております。統計監理官として実際に診断に当たられた委員もおられますので、是非、御自身の経験も踏まえて御発言いただければと思います。

それでは、以上3点につきまして、まず、事務局から説明下さい。

○栗原総務省統計品質管理推進室参事官

それでは事務局から資料を説明させていただきます。資料1を御覧ください。資料1は、PDCAサイクルによる公的統計の品質確保・向上の取組状況についての報告です。

まず、1ページ目です。最初に、政府における取組の全体像について、御承知のことと

と思いますが、簡単に御説明いたします。図を御覧ください。政府におきましては、令和5年3月に公的統計の整備に関する基本的な計画、いわゆる第Ⅳ期基本計画を策定し、公的統計の品質確保・向上に向けた様々な取組を推進しているところです。

その中核となる取組が、総合的品質管理の考えに基づくPDCAサイクルの確立であり、内容が2つあります。1点目が、各府省が所管する統計調査を対象として実施計画を定めて、計画的に点検・評価を実施し、その結果を活用して改善に取り組むという活動です。

2点目が、その改善の取組のさらなる充実や実効性確保のため、総務省が任用した統計監理官が統計作成プロセス診断を実施する取組です。

1点目に令和7年度の点検・評価、2点目に統計作成プロセス診断の取組状況、それからプロセス診断の中間報告の3点について御報告いたします。

まず、1点目の点検・評価です。3ページ目を御覧ください。令和7年度の点検・評価の実施状況について簡単に報告いたします。この赤枠で御覧いただいているとおり、令和7年度に各府省は105の調査について点検・評価を実施しており、内訳としては基幹統計調査が17、一般統計調査が88となっております。令和8年度の予定ですが、これもほぼ同数の102調査の点検・評価を予定している状況です。

4ページ目を御覧ください。令和7年度の点検・評価から、各府省による点検・評価を通じた改善例について、良い事例を4点紹介しております。時間の関係もありますので説明は省略させていただきます。

次に、報告事項の2点目に移らせていただきます。6ページ目からです。統計作成プロセス診断の令和7年度の実施状況について報告いたします。6ページ目は統計作成プロセス診断の概要です。これも御承知のとおりですが、要求事項に沿って総務省が任用する有識者がプロセス診断を行っています。内容の詳細については、割愛させていただきます。

7ページ目です。診断の全体像ですが、昨年度は11の基幹統計調査に対して診断を実施しました。診断を通じて行った助言などは57件、好事例としたものが37件あり、合計94件となっております。

50調査分のうち調査実施済みの24調査の概要が下表に記載のとおりです。参考までに整理しました。

診断活動において、具体的にどのようなことに焦点を当てて診断を行ったのか、結果として焦点が当たった点ですが、以下の8ページから10ページまで、令和7年度の診断活動における事例を少し紹介しております。

主に大きく分けて3件あります。1件目、8ページ目です。1件目は、マニュアル整備の推進です。診断で見られた課題ですが、統計作成プロセスの全体像が可視化されていないような事例が見受けられました。あるいは、調査担当者の業務内容が組織的な文書として明文化されておらず、マニュアルにないというものもございました。このような状況に対して、管理職が適切な進捗管理を行えるように全体フロー図のようなものが必要であろうとか、あるいは新任者でも調査が適切に継続できるよう、マニュアルやドキュメント類の適切な整備を求めるといった助言を行ったところです。

以上が1点目の関係です。

次に、2点目です。9ページを御覧ください。2件目の事例は業務委託の管理の関係です。業務委託先の管理・監督や、委託先から提出された成果物の確認状況が不十分、一言で言えば任せきりになっているとみられるものがありましたので、助言などを行ったところでした。

このような事例に対し、委託業務の管理・監督として行うべき事項について、監督しなければならないことをマニュアルに具体的に記載してはどうかといった助言を行ったところでした。

続きまして、10ページ目です。3件目ですが、これも同じ業務委託の関係ですが、どちらかというと、統計調査の継続性の確保に少しリスクがあるのではないかという事例でございます。

各委員には御承知のとおり、同一の委託先に業務委託が長年続くと、行政の方が、調査の具体的なノウハウを失ってしまい、委託先にしか業務内容が分からない、いわゆるブラックボックス化が進行しているのではないか、という事例がありました。

このような事例に対し、委託先が担っている業務について、業務の手順、作業手順などを詳しく報告させたり、あるいは説明を求めたりして、調査実務上のノウハウをきちんと把握して文書化する。このような取組を行ってはどうかという助言を行ったところでした。

以上が、令和7年度の統計作成プロセス診断の実績についての報告です。

次の報告事項です。11ページを御覧ください。冒頭、部会長から申し上げたとおり、令和5年度から始まったプロセス診断も、令和7年度末までに全ての基幹統計調査のうち約半分、50分の24が終わったところでした。半分終わりましたので、この機会を捉えて、これまでの診断活動について統計監理官に振り返りを行っていただきまして、これから診断を受ける基幹統計調査ですとか、それから一般統計調査もありますので、診断は行っていないませんが、一般統計調査の担当者にも気づきを得ていただければとして、監理官の方々からお伝えしたいことという形で、統計の品質確保を図る上で重要な視点や取組として取りまとめましたので、その内容を報告させていただきます。

メッセージの前提となる基本的な考え方ですが、各府省による主体的な統計の総合的品質管理の実施、これが何よりも重要です。この点を冒頭に申し上げたのはなぜかと言いますと、この部会は各府省の担当の方々が聞いておられますので、統計監理官からこの点を最初に伝えてほしい、と承りましたので、くどいようですが、基本的な考え方について、私の方から伝えさせていただいたところでした。

最初に基本的な考え方について言及させていただきましたが、具体的なメッセージは、4点あります。このメッセージについても、4つ、ただこういうことが重要だというだけではなく、なぜその観点が重要なのかということも併せて記載しまして、統計監理官の方々の考えが伝わるように工夫させていただきました。この後の説明では簡単ですが、それを踏まえて、御説明申し上げたいと思っております。

それでは、1点目です。12ページです。1点目は、先ほどの7年度の助言とも絡みますが、統計作成プロセスの全体像が把握可能なドキュメントを整備してくださいというメッセージです。複数の統計調査を見ましたが、なかなかプロセス全体像を可視化したドキュ

メントは少なく、その一方で、ある調査では委託先の業者が、委託元の担当者が分かりやすいように、ドキュメントを作っている例がありました。統計監理官の方々からは、このような実例があるのだから、これを引き上げて共有すれば良いのではないかと、こういった取組も重要であるという助言がございました。

何が重要かといいますと、やはり管理職が見たときにどこまで業務が進んでいるのか進捗管理のためですとか、あるいは新しく着任した方が、業務の全体像の中で自分の位置付けがどこなのかが分からないところに支障があるので、そういったところを、プロセスのフロー図として理解しやすくするような観点から作ったら良いのではという助言をいたしました。

それから、後ほど説明しますが、プロセスの変更管理において抜けとか漏れがないよう適切に対応するためにも、やはり作成プロセスの全体像が把握可能なドキュメントが重要だという考えも併せて伝えておりますので、各府省の担当の方々に見ていただきたいと思いますところですので。

次が、2点目です。13 ページを御覧いただければと思います。その2は、組織的な文書としての業務マニュアルの整備や継承です。実際は、調査担当者それぞれにおいて、業務内容について前任者から後任者への引継文書という担当者個人が管理する文書となっている状況があり、組織として共有する文書となっていない事例がありましたので、組織として共有化できる文書にしてくださいと助言を行ったところです。

それから、別の観点ですが、調査設計の段階において、このような検討をした結果、このように調査を行いますといった検討経緯の資料が現存はしているらしいのですが、それが古い書棚に入っていて、保存状況を確認していないという事例がありましたので、それも適切に継承してくださいと伝える助言もいたしました。

これらがなぜ重要かといいますと、やはり業務の属人化がどうしても進行してしまうので、属人化を防いで、属人化を防ぐイコール作成プロセスの品質を一定の水準に保つことということ、それから調査設計の検討資料などは、例えば点検・評価のタイミングや、次の調査の企画、あるいは変更、改善の素材として有用な情報になりますので、それらを組織の共有文書として適切に保存することは重要であるということを、考え方とともに助言したところです。

以上が、2点目です。

3点目です。14 ページを御覧いただければと思います。その3は委託業務の主体的な管理と知見の蓄積です。これも令和7年度の取組でも申し上げましたが、外部に業務委託している場合において、委託している業務の管理・監督が不十分であると認められるような事例があったこと、それから同じ委託先に長年委託し続けると、やはり委託業務のブラックボックス化がどうしても進行してしまう傾向があります。調査業務の継続性の確保の観点から、そういうリスクが感じられた事例がありましたので、そういった事例に対し委託先の業務を主体的に管理すること、委託先をどのように管理するのかを明確化すること。それから委託先が担っている作業内容、ノウハウを行政の方に吸収して引き上げて蓄積する。そういった取組の重要性について助言したところです。

最後、4点目です。15 ページです。4点目は、調査改善に向けた現状把握や分析の重要性です。御案内のとおり統計調査を実施する際には、調査票そのもの以外にも多様な情報が収集されて蓄積されている例がありますので、そのようなデータについて、調査の改善を図るための情報として、積極的に分析して利活用することが重要という考えを助言しているところです。

例えば回収率向上に向けた分析ですとか、記入精度の向上ですとか、回答負担の軽減に向けた分析など、実は積極的に分析を行っている調査もたくさんありますので、この機会に是非他省庁の例なども参考に改善に向けて取り組んでいただきたいこととして、4つ目のメッセージといたしました。

以上、駆け足ですが、統計監理官からのメッセージを中間総括として報告させていただきました。

最後、今後の取組です。17 ページです。御覧のとおりですので、説明は省略させていただきます。引き続きプロセス診断に取り組めますという内容です。

説明は以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、質疑応答に入りたいと思いますけれども、かなり盛りだくさんの内容で、1点目、2点目、3点目とあり、その3点目は更に4つ論点があるという形で、かなり長くなっておりますので、最初から区切らせていただいて、まずは3点あるうちの1点目です。点検・評価の観点から通じた課題等の改善例という、こちらの資料の1でいいますと、4ページから始まる場所に関して御質問等がありましたら伺いたいと思います。

1点目は非常に短かったので、2点目と併せて。このプロセス診断の資料が6ページ目から始まる部分になりますので、1点目、2点目、両方併せて結構ですので、御質問等いただければと思います。

成田臨時委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○成田臨時委員 成田です。よろしくお願いします。

8ページ目なのですが、質問というより意見です。「統計作成プロセスの全体像が可視化されておらず」と書いてありまして、12ページにも「全体像が把握可能なドキュメントの整備が重要」と書かれております。私は、公認会計士ですので、上場企業の監査を主たる業務としておりますが、上場企業では内部統制監査が2008年からスタートしておりまして、フローチャート、業務記述書というフローチャートの内容を説明した資料、及びR C M、すなわちリスク・コントロール・マトリックスというものを作成することが一般的に行われておりますが、こちらの統計プロセスについては、まだフローチャート等作成がきちんとされていないということなので、期限を設けて、なるべく早急に全体像を把握できるようなフローチャートと業務記述書の作成が必要かと思います。

私からの意見は以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

何かお答えいただけることありますか。

○栗原総務省統計品質管理推進室参事官 ありがとうございます。

まさにその業務全体のフロー図のようなものであり、かつ、また今、我々の方でもマニュアルの作成支援ガイドブックを作っておりまして、その中でもこういう様式でこれくらいのもので良いというのを示しておりますので、今日も委員から御意見をいただきましたので、また改めて担当者会議を開いて、この結果と本日の説明内容と各委員からこういう意見をいただいた旨を共有して、周知徹底をしたいと思います。ありがとうございます。

○成田臨時委員 よろしくをお願いします。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

ひな形のようなものがあって、こういうものを作ってくださいというような見本を示すことができるという理解でよろしいですね。

○栗原総務省統計品質管理推進室参事官 診断の過程で、まさに好事例というのを我々取り上げております。その好事例の中で、これはというものをサンプルとして共有するような取組をしております、是非それらを見て取り組んでいただければと思っております。おっしゃるとおりです。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

ほかにありますか。

それでは、先ほど申しましたように1点目、2点目にも後から戻るということは差し支えないという方針にしておきまして、3点目の中間総括に移りたいと思います。資料1のページ数で言いますと、11ページ以降というところになります。どうぞよろしくお願いいたします。

佐藤委員、よろしくをお願いします。

○佐藤委員 佐藤です。御説明ありがとうございました。

まず、一つは、作業の属人化を防ぐということが非常に重要だということが強調されていましたが、そのとおりだと思います。マニュアルやそれから先ほどお話に出たフローチャートなどもその属人化を防ぐということが重要になってくると思いますので、そうした組織としての統計作成を共有するというのを是非、各府省庁に進めていただきたいと思います。

それから、最後の15ページにありました、分析について。これは、プロセス診断から見つけられたことだと思いますが、これは実は日々のPDCAサイクルのチェックの部分に当たるわけでして、プロセス診断から指摘されるというよりは、もう御自分たちで自主的になさっているPDCAのチェックの中で、是非このCのところが欠けているのだということ認識していただいて、よりチェック部分を注力していただけるよう、これもまたマニュアルの中に、調査を実施して集計表を作成して公表したら終わりというマニュアルではなくて、チェックをして事後の改善プランを立てるところまでをフローチャートの中に含めるという、そういう作業ですか、それを今後取組として進めていただければと思いました。

私からは以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

特に御意見というか、回答を要するような質問ではないという理解でよろしいですか。

○佐藤委員 現在のところはございません。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

ほかにありますか。

では、つなぎの質疑ということで、私、部会長をしておりますながら、このような質問をするのはちょっと恥ずかしいかもしれないのですが。

今回、基幹統計を中心としたプロセス診断ということなのですが、いただいた資料の3ページ目を見ると、いわゆる調査統計が中心的であって、そのほかの加工統計というのですか、SNAとか、IIP、鉱工業指数とか、そういういわゆる加工統計と呼ばれているものも基幹統計の中には入っておりますが、この今回やっている、実施されているプロセス診断については、そういう加工統計というのは、フォーカスの中に入らないという理解でよろしいでしょうか。

○栗原総務省統計品質管理推進室参事官 公的統計の基本計画で定められている範囲では、入っておりません。

ただ、御承知のように基本計画は5か年の期間ですので、その次の計画で何を対象とするというのは、これからの議論になると思っております。今現在やっているプロセス診断の結果や状況なども踏まえながら、次のターンをどうするのかということを並行して今考えていく最中だと思っております。

○西郷部会長 ありがとうございます。

関連してもう1点。調査統計であっても基幹統計を作るための手段として調査があるというのは統計法の建付けになっていると思いますけども、そうすると、点検すべきはその調査の実施の方法だけではなくて、調査が終わってそれを集計して公表するというその統計作成のプロセス全体が今回の点検の対象となっているという、そういう理解でよろしいかどうかということ。

○栗原総務省統計品質管理推進室参事官 おっしゃるとおりです。

実査から公表まで含めたプロセス全体を点検するような診断結果に立っております。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、いかがでしょうか。本日の議題1の1点目と2点目と3点目、今それらについて御意見、御質問を伺っているという段階なのですが。何かほかの御質問等ございましたら。

○栗原総務省統計品質管理推進室参事官 では、よろしいでしょうか。

○西郷部会長 よろしく申し上げます。

○栗原総務省統計品質管理推進室参事官 先ほどは佐藤委員、ありがとうございます。回答を求めないということでしたけれども、せっかくいただいたお話なので、現状を御報告したいと思います。

まさにマニュアルとかの属人化はおっしゃるとおりであり、実は各省庁に統計監理官と一緒にプロセス診断に行きますと、担当者レベルのメモとかを後から出してもらうときがあります。そうすると、きちんと書いてあるじゃないかということがあり、であればそれを組織的なものにすれば良いと、そういう助言をしております。

その一方、より進んでいる省庁では、実は引継書もきちんと組織として上司に報告して、上司が了承したものを引継ぎに利用しようという取組をしている省庁があります。そういった事例なども昨年度後半ぐらいから、各省庁での連絡会議でも周知するようにしておりまして、今回改めて委員から御意見をいただきましたので、先ほど申し上げた会議でもその旨を伝えたいと思っておりますというのが、1点です。

それから、マニュアルを見直すことをビルトインしたマニュアルを作ることの大切さについて御意見をいただきました。そこはまさにおっしゃるとおりで、実は診断の過程で好事例と把握した省庁の中に、そういう仕組みをきちんとビルトインしているマニュアルを作っている省庁もございました。今回好事例としてこういうのもあるということも併せて周知したいと思っておりますので、ありがとうございました。

こちらコメントだけなのですが、以上です。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○西郷部会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

浦田専門委員、よろしくお願いいたします。

○浦田専門委員 今回から参加させていただくため、少し的外れな点があるかもしれませんが、お話を伺っていて感じたことがあります。

文書として明文化するであるとかマニュアル化を進めるという部分は、これから大事になる点だとは思いますが、それらに基づく品質確保とか、担当者個人の経験や注意力に依存しているような状態だと、持続性に課題が出てくるのかなと思いました。

そこで、特に統計作成プロセスにおいては、誰が担当しても同じ結果が得られるような手順の標準化であったり、自動化、チェックの仕組み化などができるのではないかなと思いましたが、そういったところは検討されていたりしますでしょうか。

○西郷部会長 御回答お願いいたします。

○栗原総務省統計品質管理推進室参事官 ありがとうございます。

まさにプロセス診断の重要なテーマがその点であり、専門委員がおっしゃったように誰がやっても同じ結果になる。誰がやってもきちんと作れるようにするというのが大事なポイントです。

その際、やはり一番大事なのはマニュアルですねということです。プロセス診断の具体的な中身を説明しておりませんでしたが、まず、各省庁から各省庁が使っているマニュアルを送ってもらい、それを我々事務局と統計監理官が読み込んで分析をして、この記述は良いとか、あるいはこの記述だともう少し具体性がないから具体的に書けないかといったことをチェックした上で、相手の省庁に行って議論をして、こうしたら良いのではないかと助言をしております。

地道な取組ではありますが、そういったことを一つ一つ見ながら、相手省庁と議論をしながら、担当者の問題意識やふだんの疑問点を拾っていった問題意識を共有しながら、相手省庁にメッセージを伝えていくということをしておりまして。やはり職員は文書に書いてあることはきっちり行う真面目な人が多いので、なるべく共通言語の文書にして、組織

として業務を誰がやっても同じにしていくことが大事だという観点で、品質管理の取組に今取り組んでいるところです。

○浦田専門委員　ありがとうございます。

自動化のような話はあまり検討されてないのでしょうか。

○栗原総務省統計品質管理推進室参事官　おっしゃるとおり、次の議題でも出てきますが、やはりどうしても手作業だと誤りが生じるものですから、この部分は自動化したら良いのではないかと、ということも議論をしているところです。

ただ、お金がどうしてもかかる部分でありますので、そういった事情と見合いをしながら。ただ、我々が助言することで、各省庁も予算当局と交渉しやすくなる、援護射撃といいますか、後押しをすることにもつながっていきますので、引き続き助言していきたいと思っております。

○浦田専門委員　分かりました。ありがとうございます。

○西郷部会長　どうもありがとうございます。

ほかにありますか。

下野専門委員、よろしくお願いいたします。

○下野専門委員　下野です。ありがとうございます。

私は、統計監理官としても従事させていただいております、今のやり取りに関して一つ補足というか、コメントをさせていただければと思いました。

統計監理官をさせていただいて、結構思いますが、マニュアルというと、HOW TO ですよ。いつどこで誰が何をどうするというのは結構書かれているし、それが不足しているよねということで指摘をすることも多いのですが、なぜそれをしなければいけないかというところが、結構抜け落ちていくなということを感じています。

しかしながら、機械的に全ての文章において何のためにと書くのも冗長になってしましまして、まだそこはなかなか標準化が難しい部分なのかなと思っています。そのマニュアルを読み解く上でも、業務の位置付け、すなわち何を目的としているのかというのを意識しながら診断していかないといけない、というところがあります。

自動化についてはできる部分と、今、少なくとも現時点のこのリソースの範囲ではちょっと難しい部分、両方あるかと思ひまして、そのあたりはプロセス診断で補っていく部分なのかなと思いました。

以上になります。

○西郷部会長　どうもありがとうございます。

ほかにありますか。

細川専門委員、よろしくお願いいたします。

○細川専門委員　細川です。どうぞよろしくお願いいたします。

今回プロセス診断の中で業務プロセスのドキュメント化、マニュアル化が重要であるところ、私も全く賛同するところです。

その中で、従来でいくと手作業だけという部分だけではなくて、自動化を含めてデジタル化していく部分というのが、今後ますます増えてくるのかなと思っております。

その中で、システム構築する際に、せっかく連携の中で業務フローとかを整備しているのに、それを参照してないような事例なども散見されますので、システムを構築する際にもその業務フローを活用すると良いと考えます。

その中で、例えばですが、ここを自動化するとヒューマンエラーが防げたのではないとか、そういった人の作業による業務とシステムによる自動化、これらを両輪としてうまく回るような軸として業務フローを活用するということ、今後目指してはいかがかなと思いました。

一意見ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

何か回答を求めている御質問でしょうか、事務局から。回答を求めている御質問でしょうか。特になんということであれば。

○細川専門委員 あくまでも意見ですので、今後御検討いただければと思います。よろしくをお願いします。

○西郷部会長 承りました。ありがとうございます。

ほかにありますか。

では、五月雨式に私のほうから。

先ほど民間委託のときにどうしても委託先が1社に固まってしまうというお話がありましたが、私も民間事業者の入札に立ち会った経験が何度かありますが、1社になってしまうというのは、むしろ自然にそうになっているという場合が多いと感じます。つまり、まだ民間委託というのが始まってから日が浅く、公的統計の統計調査を落札した経験がある民間事業者の数はまだまだ限られているという状況なので。そうすると、その経験があるところと、ないところでは、提出してくる企画書などの書き方が全然違って、調査はやはり経験がすごく重要なものなので、まず経験があるところとないところとで差がどうしてもつきやすいという面がある。

さらには経験があるところでも、この調査というのと、あの調査というのも調査ごとにまた行わなければいけないことが全然違うので、Aという調査を落札した事業者というのは、Aという調査に関してはかなり有利な立場に立つということになるので、企画書や競争の中で。そうすると、ある調査についてはアルファという調査会社ばかりが落札していて、Bという調査についてはベータという調査会社ばかりが落札しているとなるのは、自然とそうなりやすい側面はあると思います。

それは必ずしも悪いことではなく、経験を積んでいくうちに次第にこの調査ではこういうところが大事だから、こういうことに気を付けながら調査の設計をしないといけないということを民間の事業者が学習していった、次第に公的統計を担えるように力を付けていることをも意味しているので、1社だからそれはよくないということで、それを排除してしまうのは、必ずしもその調査を実施する立場からすると、合理的とは言えないという面もなくはないです。

ただ、やはり民間利活用というからには、競争があつて民間の活力を利用するという観点から、あまり1社だけが落札し続けるというのが望ましくないというのは確かにそう

ので。そのバランスを今度は政府の側がきちんと考えないといけないのではないかと考えておりますが、その点については何か御意見というか、御回答があればと。

○栗原総務省統計品質管理推進室参事官 ありがとうございます。まさに昨年度の7年度のプロセス診断のある調査でも、その辺りは議論になって、相手省庁の担当者と議論をした、統計監理官を交えて議論したところです。

部会長がおっしゃったように委託する事業者の人たちの力を付けるということはすごく大事なことで、おっしゃるとおり、こういう調査はここが強いとかこういう調査はあそこが強いみたいなことはあるようです。

その中で、一つの助言というか好事例として取り上げたような、統計監理官の方々の結論が出た中では、周辺事業者の方々の意見をヒアリングしてみるといろいろ意見が見えてくるので、そういった事業者と積極的に意見交換をしてはどうかということを助言として投げかけたこともあります。それは省庁の側にも、委託を受ける側の民間事業者の方々の情報が入ってくるようになりますし、民間事業者の方々も省庁の側ではこういうことを考えているのだなという情報が自然に行き渡るようになり、全体の平準化というか、底上げといったことができるのではないかと議論したことがあり、下野専門委員か安井専門委員が担当された調査かどうか覚えていないのですが、まさにそういう議論がありました。省庁によってはそういった問題意識を持っているところもありますので、そういう問題意識の高いところと中心に引き続き議論をしていければと思っています。ありがとうございます。

○西郷部会長 ありがとうございます。

今申し上げなかったことですが、1社であろうと複数社であろうと、調査のノウハウが政府の中に蓄積されないと、そちらのほうは、ものすごく大きな問題ということになると思いますので、民間委託はしてもそのノウハウというのが政府の中にもきちんと蓄積されるような仕組みというのは持っていただきたいと思います。

ほかに、いかがでしょうか。議題の1に関して全体的に何か御発言等がございましたら、伺いたいのですが。それでは、部会の最後に全部の議題について御意見を伺える時間も設けたいと思いますので、一旦議題1については、ここまでで審議を終わらせていただきたいと思います。

私のまとめということですが、今日報告いただきましたとおり、各府省において点検・評価の取組は着実に実施されていると思いましたが、部会としても確認していただけたのではないかと思います。改めて、これまでの各府省の努力に対しまして、感謝を申し上げます。

統計作成プロセス診断につきましては、第Ⅳ期基本計画の目標である、全ての基幹統計調査に対する診断の実施に向けて、着実に進めていただいていることが確認できました。今後も総務省、それから各関係府省におかれましては、統計作成プロセスの水準向上に向けて有益な診断となるように、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

また、統計作成プロセスの診断の中間報告として報告していただいた内容は大変貴重なもの、その内容及びそれに対する質疑応答も大変貴重なものであり、基幹統計調査に限ら

ず、広く政府全体の統計調査に対する有益な助言として、各府省それぞれの統計作成プロセスの水準向上に役立てていただきたいと思います。

また、この部会としまして、今後、各府省の取組状況について定期的に報告をいただき、必要な支援等を検討していきたいと考えています。

以上のように整理させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

特に異議がないということであれば、この議題はこれで終了とさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、今度は議題（２）各府省における公表数値等の誤り報告状況等について、御議論をいただきたいと思います。

一連の統計問題に対する改善策として、各府省が公表済みの統計表の訂正を行った場合には、統計作成府省からその統計を利用している府省に連絡し、併せて総務省に報告する仕組みとなっています。

本日の部会においては、議題２、これもまた１点目と２点目に分かれています。まず議題２の１点目としまして、誤り報告の令和７年度の実績の報告を受けます。２点目として、令和７年度の誤り報告の事例の中から、総務省が誤りの背景について検証した結果と、検証を踏まえた政府全体としての取組について報告があります。

それでは、まず、事務局から議題２のこの２点について説明をよろしくお願いいたします。

○栗原総務省統計品質管理推進室参事官

それでは、資料２につきまして、事務局から説明させていただきます。

資料２「各府省における公表数値等の誤り報告状況等」です。本件は毎年度、統計法施行状況報告の中で取りまとめて、統計委員会全体で報告、公表させていただいているものは御存じかと思いますが、今年度は改めて統計作成プロセス部会にも、併せて報告させていただくというものです。

２ページ目を御覧ください。令和７年度に各府省から受けた、公表数値の誤り発生についてです。６府省から１１９件、うち５１が基幹統計、６８が一般統計です。既に過去の施行状況報告で公表されている数値が令和６年度１２３、令和５年度が１２１と出ておりまして、ほぼ横ばいという状況になっております。

誤りの主体別に見ますと、実施・作成者、すなわち調査の担当府省でありますとか受託等機関による誤りが９９件で約７割、報告者の誤りが３４件で、約３割となっております。両方、重複する部分があるので合計１１９には一致しておりませんので、その旨、注解させていただきます。

次に、３ページの上段を御覧いただければと思います。上段の表は誤りの原因についての内訳です。ちょっと太くしている字のところを中心に申し上げますと、実施・作成者、すなわち調査の担当府省は８８件、約９割が手作業の誤りです。

具体的には何の誤りであったかと申しますと、昨年度の施行状況報告に記載しているものと同様ですが、作業ファイルの表計算式の設定誤り、公表資料として作成した集計表やグラフなどにおける表記誤りなどが主な内容でした。

報告者側の誤りの真ん中の太字のところですが、調査票への記入漏れ、記載ミスなどによる誤りが 27 件で、これが約 7 割となっております。

具体的には、昨年度と引き続き同様の傾向で、元となる資料から調査票に転記する際の入力誤りや、調査客体のほうの元データそのものに誤りがあったというものです。

3 ページの下のほうを御覧ください。それぞれの誤りに対してどのような再発防止策を講じたか、あるいは講じる予定であるかなどの報告を分類したものです。実施・作成者側は先ほどの議論とも関係しますが、業務マニュアルなどの整備や追記が 77 件と多くなっております。それから複数人でチェックしますというのが 57 件で、2 番目となっております。

報告者側の誤りについては、御覧のとおりですが、調査票、記入要領、それから留意事項を変更したなど、注意喚起というものが多くなっております。

4 ページ目を御覧いただければと思います。こちらは、総務省として令和 7 年度に報告を受けた側としての所見の形になっております。各府省の担当者の方々も聞いていますので、改めてお願いしたいのは、下線部のところです。原因の背景を把握した上で、再発防止策を検討しないと、それは有効な策になり得ないので、まず、背景を正しく把握してください、というのが 1 点目です。

それから、受理した誤り報告では、原因に応じた再発防止策を取り組むとされておりますが、実施・作成者側の取組事例として、複数人チェックというのを先ほど申し上げました。2 番目に行っていますと申し上げましたが、ただ、複数人チェックという場合でも、誰が何をどういう観点でチェックするのかというのを、あらかじめ明確にしておく必要があるのですが、ただ、複数人でチェックしますだけではなく、どのような観点から何をチェックするのかというのを明確にしておいてください、マニュアルと同じで具体的に書いておいてください、というところです。

下のほうに飛びまして、4 ページの青枠内の説明ですが、誤り発生を確認した後の対応につきましては、令和 7 年度も各府省とも適切な対応がなされていると確認しているところですが、再発防止策については、個々の事案についてどの程度まで先ほど申し上げたような背景事情を把握した上での対策となっているのか、分からない部分がありました。

今回、令和 7 年度の一つの事案について、政府統計全体の品質向上に資する知見を得るために、具体的には文部科学省に御協力をいただいて、誤りの発生原因や背景事情の把握のためヒアリングなどを行わせていただきまして、プロセス部会に報告することとさせていただいたものです。

具体的な内容は、5 ページ以降がその内容になります。御案内のように、今年の年初にありました、文部科学省の実施した子供の学習費調査の誤り発生事案について、政府統計全体の再発防止の観点から分析を行って、政府全体として留意していただきたい点を取りまとめたのが、こちらです。

6 ページ目を御覧ください。具体的な事案の内容と、背景事情の説明に入らせていただきます。こちらは、子供の学習費調査の概要となっております。もう既に御説明、御案内のことかと思しますので、詳細は省略させていただきますが、ポイントは赤字で書いたと

ころです。

令和2年度調査について、新型コロナウイルス感染症を踏まえて中止して、1年延期となっています。この延期が、今回の誤りの発生に影響を与えている形になっています。これは後で説明しますので、このページはこれだけ覚えておいていただければと思います。

7ページ目を御覧ください。これは説明を省略させていただきます。この正誤の概要は資料のとおりでございまして、訂正公表の影響により外務省における在外公館に勤務する職員の子供の教育手当の追加支給になったものです。

8ページ目を御覧ください。これも文部科学省から既に公表されております事案の概要と、発生原因と再発防止策です。別途、公表されている学校基本調査の年次統計に関する修正がありました。それに関する再発防止とも重複する箇所がありますので、それも参考までに枠囲いで掲載させていただいています。

9ページ目に移ります。ここから時間をかけて説明したいと思います。9ページ目は、まず誤りの具体的な一覧です。こちらは、既に文部科学省が1月の公表時に対外的に説明していた内容を、改めて事務局が文部科学省からヒアリングを行い、あるいは資料を提供いただいて把握した内容を整理したものです。

まず全体の一覧ですが、5点の誤りを確認したところです。1点目はプログラムの不具合の関係です。2点目は調査票データの外れ値の処理における手作業の誤りのミスです。3つ目から5つ目は、いずれも学校基本調査のデータから復元推計の乗率を定めるためのデータの作成の工程において発生した誤りとなっております。3つ目、4つ目はエクセルの関数式の作成誤りです。5つ目は、エクセルからデータを複写する際の手作業の誤りとなっております。以上、誤り発生の直接的な原因について一覧を作成しました。

10ページ目を御覧ください。この図は、なぜ9ページの誤りが発生したのか、取り巻く背景事情について時系列を追って説明しているものです。目で追っていただいても恐縮ですが、ちょっと時間をかけて説明いたします。

まず、資料の真ん中の上の辺り、平成30年度のところです。平成30年に有識者会議の研究会におきまして、本調査の調査設計の変更について検討がなされたところです。この変更内容は抽出方法に係る変更であり、当然復元推計の方法にも影響を与える変更でした。このため、文部科学省でも復元推計方法を検証するためのプログラム開発に着手したところです。これは、念のための説明ですが、検証のためのプログラム開発というもので、最初から本番での利用を想定した開発でなかったということです。

この調査設計の変更につきましては、次は令和元年度になります。令和元年に総務大臣の承認を経て決定されまして、令和2年度に調査設計変更後の調査を実施して、その結果を令和3年度に集計公表する予定でした。ところが、冒頭申し上げました新型コロナウイルス感染症の関係で影響により、令和2年度から3年度へ1年調査が延期されるということになりました。この調査実施年度の延期が、周辺環境の動きと関係してきているところです。

具体的に何が関係したかという点、1つ目が、子供の学習費調査を含めました、学校基本調査を中心とする複数の統計調査で利用する情報システムの全面更改の関係です。この

システムの開発ですが、令和元年度に着手されまして、令和4年1月以降に旧システムから新システムに移行が開始されたところです。今、図の右側のシステムに係る主な状況のところを説明しております。申し上げるのを忘れており失礼しました。子供の学習費調査におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によって調査延期がなければ、旧システムの利用環境下で実査から公表まで実施する予定だったのですが、調査延期となってしまったので、令和3年度の実査は旧システム、令和4年度の集計、公表は新システムということなのですが、システム更改に係る予定外の対応が必要となったところです。これが1点目でございます。

2点目は、別途、学校コードの話なのですが、令和2年度、真ん中のピンク色の四角で「コード体系の変更」と書いてあるところの説明です。文部科学省では令和2年12月に、それまで使われていた都道府県ごとの一連番号である学校番号というコード体系に代えまして、全国統一の一連番号である学校コードという番号体系を新たに導入したところでございます。子供の学習費調査では、令和3年度調査の準備作業と実査では従前の学校番号であったのですが、集計は新しい学校コードへの対応が必要になってしまったというのが、2点目です。

それからまた右下に、枠書きしておりますが、新システムは、当初は子供の学習費調査に用いる復元推計用プログラムの機能も盛り込んで開発される予定だったのですが、検討の結果、復元推計用プログラムは、外部で独立して稼働するプログラムとして運用するように開発方針が変更されてしまい、新システムと一体にならなかったという事情もあります。

その結果、復元推計に必要な学校基本調査のデータについては、新システムから取得して、それをエクセルで加工して、推計用プログラムに投入するという工程を職員の方が手作業で行うということになったというのが、実情です。この報告した誤りの一部は、この開発方針の変更によって職員が手作業で対応することになった工程で発生したものだそうです。

以上のとおり、複数ありますが、この調査においては、調査年度の変更とコード体系の変更と情報システムへの更新への対応とか、様々な対応が迫られる状況となりましたが、残念ながらこの間、実施体制、職員の規模は平時と変わらぬ対応であって、かつ、職員の方についても統計調査ですとか、システム開発、そういったものに専門的な知識を持つ人材が残念ながら配置されていなかったという事情がございました。

以上が、本調査を取り巻く背景事情についてです。

ちょっと長くなりましたが、要約すると、複数の要因がかなり重なっていたところ、他方で、職員の体制や、特にシステム関係に知見のある職員の配置が十分だったのかというところが背景事情です。

踏まえまして、11ページ以下を御覧いただければと思います。幾つか対応上の課題だったのかというところを、我々と文部科学省で確認した結果でございます。

1点目が、誤り発見後の対応です。各委員は御承知のとおり、過去いろいろ統計問題がありましたので、各府省においては公表数値などに係る誤りを発見した場合については、

対応ルールを策定することとしております。情報共有や事実確認とか公表とか再発防止など対応が重要になってきますので、対応ルールをあらかじめ定めることになっています。

結論から申し上げますと、この検証は我々と文部科学省で、誤り発見後どう対応が取れたのか確認したところ、誤りが発覚したのが11月末で、そこから関係各所に連絡や対応を行い、正誤表の訂正を公表したのが1月16日ということで、短期間に対応されたということと、誤りはあったけれども、包み隠さず、適切な対応が取られていましたので、誤り発見後の対応につきましては適切かつ迅速になされたということが、確認されたところです。

他方で、12ページ以降ですが、ここからは本訂正事案の原因や背景を踏まえた課題や改善策について、御報告したいと思います。

幾つか論点があって、先に見出しだけ見ていただければと思います。5の(1)のマネジメントの課題が幾つかございまして、15ページには審査の関係、それから、16ページが誤り発見後の対応という、このような3つの形で御報告させていただきたいと思います。

1点目は、(1)のマネジメントの課題です。冒頭いろいろ申し上げたように、やはり誤りの直接的な原因は、その多くは手作業のミスでした。手作業なので職員の作業によるものですので、統計の作成の体制に課題があったのかなと考えているところです。

その背景としては、いろいろ背景を申し上げました。調査の延期がありました。コード体系の変更がございました。システム改修の対応などいろいろありました。やはり通常と異なる状況だったので、職員の負荷が増大していたということが確認されたところです。

他方、このような状況に対応するための体制の強化ですとか、専門的な知識を持つ職員による支援なども不足していたのではないかということが、マネジメントの課題の大きな総論部分です。

具体的に、では改善を図るべき課題は幾つぐらいあるかといいますと、4つあると思います。次が丸括弧の数字です。丸括弧の1点目は、統計作成の専門的人材の配置です。総務省では令和3年度から統計データアナリストとアナリスト補の資格認定を開始していますが、残念ながら本調査にはまだその資格取得者が関与できる体制の確保には至ってなかったということでした。今後は、是非人事ローテーションも考慮いただいて、資格取得者など知見のある職員を統計作成の現場に配置をしていく必要があるというところが、1点目の課題です。

マネジメントの課題の2つ目です。13ページ以下を御覧ください。2つ目は、先ほど何回か同じ言葉「システム」という言葉を繰り返しました。情報システムの関係です。情報システム開発等における専門的人材の育成・確保と的確なプロジェクト管理です。

情報システムやプログラムの開発や運用・保守に当たっては、目的に合わせて適切に開発するとともに、その動作や処理結果の確実な検証が必要であり、マストなのだろうというところです。

それから、何よりも受託業者との正確な意思疎通には、システム開発に関する一定の知識や経験がある職員が必要不可欠なので、統計部門に人材を育成・確保して、統計作成業務の実施とシステム開発を一体的な総合プロジェクトとして、的確な管理を実施すること

が必要だったということが2点目です。

マネジメントの3点目は変更管理の視点です。先ほど説明したように、いろいろな事が変化をしている、通常とは異なるプロセスで統計作成を行っている事例でした。こういう場合には、管理者としては、いろいろ初めてやることが多く、変化しているタイミングであるから、「初めて」、「変化」、「久しぶり」の3Hですけれども、誤り発生のリスクが最大化しているということを認識した上で、体制の確保ですとか、スケジュールを変更するというような対応が求められたのだらうと思っております。

本事案の場合、いろいろな事情が多層的に発生しておりますので、それらをリスク管理という視点からマネジメントすることが必要だったのだと考えております。

最後、マネジメントの4点目は、14 ページです。これもマニュアルや手順書の話になってしまいますが、やはりマニュアルや手順書の整備が重要です。ただ、今回はシステム更改の過渡期であって、従来のマニュアルをそのまま使えない状況でありましたが、関係者の情報共有や作業漏れ防止などの観点から、作業手順書などは作成しておく必要があったと考えているところです。

以上が、マネジメントに関する課題です。

2点目が、適切な審査、集計段階における審査の実施に関する課題です。15 ページを御覧ください。ここも2つほどあります。1点目は中間生成物の審査についてです。中間生成物が何かとは、省略させていただきますが、本事案では、中間生成物の誤りがそのまま復元推計乗率の誤りとして集計表の広範囲に影響を及ぼす結果となってしまったので、やはりここで適切に審査が行われるべきだったと思っております。

2つ目は、調査票データ及び統計表の確認や審査についてです。今回誤りに気づいたきっかけは、研究会の有識者の方から公立小学校の学校教育費の標準誤差について、令和5年度調査結果ではこのように大きくなることはないように思うという指摘をきっかけに、誤りが発見されたということです。もし公表前において同様な視線で審査を行うことができているならば、もしかしたら未然に誤りを発見できていた可能性もあるかと思っております。

こちらに書いてあるように、今回は一見して明らかに異常値、例えば前年比から1.5倍とか2倍とかいっているわけではないので、容易に発見できたかどうかというのは必ずしも言えないところなのですが、統計の特性を踏まえた審査の視点など、マニュアルの議論とも絡みますが、こういう審査の視点などを蓄積していくことによって、より精度の高い審査が行えるようになるのではないかなと考えているところでいます。こちらが適切な審査の関係です。

3点目が、誤り発見後の対応についてです。これは16 ページです。今回の対応について、御承知のように過去の統計問題では、誤りを発見した後、早期に対応せず放置していたということが、統計制度全体に対する不信を招いたという反省があります。

本事案については、先ほど説明した誤り発見後のルールを文部科学省が決めておりましたので、対応は適切にすることができたのではないかと考えております。

以上の課題が、今回の事案についてですが、これを政府全体の統計の品質確保について

どういふことが必要なのか、教訓として得られたところが 17 ページ以降です。こちらが最後に伝えたいことと思ひ、こちらを最後の方にまとめさせていただきました。資料で伝えたいことは 5 つあります。

1 点目は、繰り返しになりますが、統計データアナリスト、アナリスト補の育成と配置です。過去の統計問題を踏まえて、このような制度を創設いたしました。各府省とも頑張っておりますし、研修も受講いただいて、実績は毎年、施行状況報告の中で報告しております。徐々に数も増えてきてはいるのですが、一方で、引き続き資格取得者の配置されていない統計調査が多く見られますので、今後も引き続き、人事ローテーションなどをしっかり人事当局に考えていただいた上で、資格保有者の育成や配置などを進める必要があると考えておりまして、我々からのメッセージの重要な 1 点目として入れさせていただきました。

2 つ目は変更管理マネジメントの実施です。総合的品質管理の考え方のひとつとして前統計委員会委員長の椿先生がおっしゃっていました。3 H です。「初めて」、「変化」、「久しぶり」。やはり的に当たっているものです。今回の事案は、標本、調査設計の変更とか、システムの更改、スケジュールの変更などにより、通常とは異なる作成プロセスとなってしまう場合に該当します。そういう場合こそ、管理者の方々がその影響の範囲と大きさを確認した上で、それにふさわしい体制とかスケジュールなどを検討して、必要な手当てすることが大事だということを、2 点目のメッセージとさせていただきました。

3 つ目は、18 ページです。これはシステム開発の関係と、それから先ほどの議論でも出しました、手作業をなるべく少なくしよう、業務フローを見て改善という話です。検証結果においても、やはりシステム開発が円滑に進まなかったことが、統計作成のプロセスに影響を及ぼしているということが確認されたところです。それを踏まえた教訓として、少し長いのですが、重要なので愚直に読みますと、情報システムは統計作成において重要なインフラです。調査の実施に欠くことができないものです。その認識は、まず大事です。このため、情報システムの品質は直接・間接に統計の品質に影響を与える重要な要素でありますという認識。それから開発、保守・運用に当たっては、調査担当者の意図や要求内容を受託業者に正確に伝えて、業務の意思疎通を図って、各プロセスにおいて必要な確認テストを確実にを行うには、的確なプロジェクト管理の実施が必要です、とさせていただきます。

さらにプロジェクト管理の実施に当たっては、統計調査に加えまして、システム開発に関する知識・経験を有する人材を内部に継続的に育成・確保していく必要がある、いわゆる橋渡し人材の大切さを指摘しております。

それから、少し観点が変わりますが、冒頭に御説明した誤り報告によれば、やはり手作業による誤りが引き続き多いので、業務フローを見直して、自動化できる工程などは積極的にシステム化を進めることによって、人の手を介さない方法で誤り発生リスクを最小化する取組をすべきというのを、メッセージとして入れさせていただきました。

4 点目です。最後、19 ページです。誤り発生時の影響を想定した作成や審査体制の整備というところです。過去の統計問題を踏まえた対応として、現在では、統計作成者におい

て自らの統計がどこで利用されているのか把握できる仕組み、利活用リストというのがあります。

各府省においては、誤り発生時の影響が大きいと考えられる統計については、今回政府の支出に影響した事案ですので、このような統計については、一般統計であっても、アナリストやアナリスト補の重点的な配置をする、あるいはデータや統計表の確認や審査を徹底する体制を整えるということが必要でないかということで、4点目として挙げさせていただきました。

5点目は、誤りの発見・発生時の適切対応の徹底です。今回の事案は適切に対応いただきましたが、やはり改めて本事案のように正直に迅速に対応してくださいということを、改めて要所で徹底していく必要があると思っております、5点目でこの点を入れさせていただきました。

以上、今回の検証を踏まえた教訓を、政府全体として取組として留意していただきたいという5点として、まとめさせていただきました。

説明は、以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

ただ今、統計の誤り報告について令和7年度の実績、それから文部科学省の子供の学習費調査の誤りについての検証結果について、事務局から御説明をいただきました。これまで統計委員会では建議等において誤りの発見、発生時の適切対応の徹底として誤り発生時の対応ルールに沿って適切に対応することを、求めてきております。本日は、各府省において全体的には誤り発生時の対応について適切な対応が取られているという報告がございました。

その一方で、一例ということになりますが、総務省の検証結果によると、誤り発生の背景事情まで踏まえた再発防止策の検討が必ずしも十分ではなかったという例がございまして、その検証結果を踏まえて政府全体として取組についてどうすべきであるかという報告がございました。

それでは、ただ今の報告、1点目、2点目と2つございましたけれども、関連することですので、まとめて御質問、御意見等いただきたいと思います。ただ今の説明に関しまして、委員の皆様方から御意見、質問、その他、御発言ございましたら、いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

成田臨時委員、よろしくお願いします。

○成田臨時委員 成田です。

9ページに、2番目と5番目、手作業のミスとして貼り付けてしまったという文言がありますが、こちらは転記が多かったということですか。自動化にはなっていて。転記が多いとしたら、その改善策として、自動化というのが18ページにありますが、それは転記作業をなくすような自動化になっていらっしゃるのでしょうか、再発防止策として。

以上、質問です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

では、文部科学省からよろしくお願いいたします。

○野田文部科学省総合教育政策局参事官 文部科学省総合教育政策局参事官の野田です。
成田臨時委員、御質問ありがとうございます。

幾つかの手作業のミスがありましたが、このうちシステム化で今後対応していけるところと、システム化はできないものの運用手順を整理して再発防止をするという部分があります。

今、御指摘の貼り付けのミスについては、今後のシステム化の中でも手作業が残ってしまう部分になりますので、運用手順を整理したいと思います。

一方で、3番や4番の関数式の設定に誤りがあった部分については、もともとシステム化をするつもりだったものの整備の遅れでできていなかった部分でございまして、ここについては次の集計のときからはきちんとシステム化をしていくということで進めております。

このように手作業の部分はきちんと減らして、それによって確認作業のところをもう少しきちんと人手でできるような形にしていくということで、再発防止を進めております。

○成田臨時委員 回答どうもありがとうございました。

大丈夫です。

○西郷部会長 大丈夫ですか。分かりました。

ありがとうございました。

ほかにありますか。

細川専門委員、よろしくお願いいたします。

○細川専門委員 細川です。説明いただきありがとうございました。

本件ですが、学びとして非常に参考になるところがありました。どうもありがとうございます。

これでの幾つかの気づきの一つといたしまして、やはり今回の件のように、例えば、統計業務の調査に合わせてシステムの改修が発生するというのは、この調査業務だけではないと認識しております。

このようなシステムの改修において大事なものは、安全装置です。業務プロセスだけではなくて、情報システムでも問題を生じないための安全装置をしっかりと作っておくことが大事なのではないかなと思います。

1点目としては、変更点をあらかじめ明確に示し、何をもって正しいと検証できるのかということを確認しておくことです。

もう一つは、変更のない範囲に不要な影響が発生していないこと、すなわち現行機能と新規機能との比較をしっかりとやることを調達時に仕様に明記しておくこと。これらを仕様に明記しておけば事業者もしっかりと守らなければいけませんので、そのような安全装置、それをしっかりと職員の方々も調達時に、及びテストの段階において組み入れていただくことが必要かと。さらには、例えば誤りを検知するような機能を要件として追加する等の工夫も有効だと思います。こうした予防的及び発見的な安全装置、これをしっかりと作っておくことが、重要ではないかと思っている次第です。

あと、もう1点、よろしいでしょうか。

○西郷部会長 どうぞ、続けて。

○細川専門委員 2点目といたしましては、本件だけではなく、システム化を進める業務におきましては、システム部分が長らくベンダーにお願いしているがゆえに、またシステム面のブラックボックス化ですとか、システムの肥大化というところが進み、その結果として例えば誤りの予防とか、または何か問題を解消したくても予算が取りづらくなってしまい、現行を維持するだけで手いっぱいになってしまうというところ。また、事業者が変わること自体がリスクになってしまうところ。

これはこの業務だけではなくて他の府省の業務、システムにおいても共通の課題であると思いますので、そういったところの点検と改善をどのようにするかというところをしっかりと、単年度ではなくてロードマップを引いて改善していかないと、今後デジタル化の流れに追いついていけないのではないかと思います。

以上、2点でございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

何か回答はありますか。

○栗原総務省統計品質管理推進室参事官 まさに専門委員の御意見のとおりだと思っております。やはりそのプロセス診断を行っているときも、かなりの工程でシステムを使っている調査がほとんどになってきています。そうすると、やはりベンダーロックインの話でありますとか、あるいはシステムを作り込むときはその専門の職員がいましたが、何年かするとシステムが分からない職員で、調査をただ回すだけという職員が増えてきているとか、そのような悩みも上がってきています。ただ、それを我々はどうすれば解決できるというか、なかなか知恵もなく。例えばプロセス診断にも安井専門委員などシステムの専門家が加わっておりますけれども、そういった専門家の知見を得ながら、引き続きいろいろ議論させていただきたいと思っています。細川専門委員にもいろいろと日頃お世話になっておりますが、引き続きお知恵をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○西郷部会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

佐藤委員、よろしくお願いします。

○佐藤委員 佐藤です。ありがとうございました。

システムに係る点について重ねて。もう随分前のことになりますが、COBOL問題というのがありました。システムのプログラムがCOBOLというコンピューター言語で書かれていて、これはかなり古くて、もう誰も扱えなかったという問題がございました。プログラムの言語は、どんどん変化していっていますので、システムを調達するときに、もちろん要件定義も大事なのですが、業者との打合せで、そのプログラムはどのような言語でどのようなスクリプトで書かれているのかといったようなことも、システム関係のマニュアルとしてきちんと残しておく必要があると思います。

それがどこかしまい込まれてしまわないように。改修するときに最初の開発のときのプログラムはこれであり、これを基に改修してほしいというようなことも含めて業者の選定

ができるような、そういう体制をつくっておく。せめて言語は何かとか、それからその言語が多少は勉強している人が組織内にいるとか、そういうような手当てですね、これも安全策になるかなと思いますので、そういうところも御検討いただければと思いました。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。何か回答するところがありますか。

○栗原総務省統計品質管理推進室参事官 ありがとうございます。

まさに資料１に関係しますが、冒頭、調査設計のときの根拠資料を残しておくこととか、プロセスの可視化というのは資料１の１３ページでも指摘させていただきました。まさに委員の御意見のとおりと思っておりまして。これを各府省に伝える際に、いただいたコメントも併せて具体的にはそういうことであると伝えたいと思います。御示唆いただきまして、ありがとうございます。

○西郷部会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

私から、ではつなぎで発言させていただきますけれども。

チェックのシステムを作るときに、統計を作る段階でのチェック、その入力を自動化するとか、そういうものと同時にアウトプットというのでしょうか、統計ができた後でのチェックというのも非常に重要で、ここはむしろ作成部局の方のほうが従前の知識を持っている可能性が高いので、その統計表を作った後のチェックというのも是非、今回、きちんとしていただけると良いと思いました。これは文部科学省の今回の調査だけではなくて、他のものでもそうなのですが。

実際に今回気づかれた方というのは外部有識者の方だったそうです。それは過去の調査をずっと見ていて、これほど大きく数字が跳ねるはずがないということから、それが発見されたと聞いています。たしか見つけたのは標準誤差率で、結構そのばらつきに気を配られる人というのは、本当に丁寧に見ていたのだなと思いました。

少なくとも過去の結果と今回の結果を比べて何か大きく変わってないかとか、そういうものはそれほど専門知識がなくてもできることですし、また、更に一步進んで、この数字であればこれほど大きな、レンジチェックとよく言われるものですが、この項目に関してはここからここまでの範囲には必ず収まるはずだというような、それも専門的な知識に根差しているとはいえ、チェックの方法としては非常に初歩的なものではありますので、この際そういったものも是非作っていただく。そういうアウトプットの方のチェックの仕組みというのも同時に作っていただくというのが重要なのではないかなと思いました。これも印象というか、私の感想ですので、特に回答を求めるものではございません。

ほかに何か御意見等ありますか。もし今回の診断に参加されている委員から御意見等ございましたら、承りたいと思いますけれども。よろしいでしょうか。

安井専門委員、よろしくお願いいたします。

○安井専門委員 安井です。専門委員をさせていただいています。

同時に、統計作成プロセス診断では統計監理官を拝命しておりまして、何件か各府省にヒアリングに行かせていただきましたが、今回出てきた好事例ですとか、あと今、議論になっております事柄とか、様々なことが各府省にやはり見られて、一番診断を通して難し

いなと思ったところは、例えば自動化が行き過ぎるとブラックボックス化してしまう、かといって手作業が増えれば、そこでヒューマンエラーが起こってしまうということがあって。今回の御報告では1件1件、個別にという形で提示していただいていると思いますけれども、いろいろなところがまたトレードオフ関係になっていて、全体的な最適化をするのは何か非常に難しいなと思っております。

その中で、このような好事例、あとはエラー等々を含めてこういう事柄が統計作成プロセスの中に存在しているのだということを、各府省においては御認識していただいて、それをどうバランスを取って解決していくのかという視点で、全体最適という形で御検討いただくのが良いのかなと思っております。

加えて、私、品質管理とその中で統計学を研究しているわけですがけれども、ものづくりであると、精度条件がうまく整わなければ不適合という形で目に見える。目に見えやすいわけですがけれども、このような人が、これはほぼ100%人の作業で最終的なアウトプットが組み立てられており、しかも、出てくるのは数値であるというところで、非常に悪さ加減が可視化しにくいところというところで、一定の手順を踏めば、最終的なアウトプットまで出てしまうというところが非常に難しい。品質を保っていくのに難しいところだなとずっと思っています。

そのときに人、エクセルを使ったり、プログラムを使ったりして集計とか審査をしていくわけですがけれども、そこでいかにミスリスクを発見するか。それを予測するかということになっていきますけれども、ある手順に従ってやれば結果は出てきてしまうので、何というのですか、リスク等も手順を見ていけば発見できるのかなと思われそうですが、なかなかそこもある一定の障壁があるのではないかと。

それを乗り越えていくために、例えばルート・コース・アナリシスとか、その中でFMEAなどの分析テクニックがありますし、プロジェクトマネジメントというのも、もう今や日常的に使われている事柄だと思います。

または、サービスの設計などで言いますと、サービスも抽象的なものですので、デザイン思考とかそういう一定の枠組みというのが存在しておりまして、人の行為で進んでいくものに対しても、それを上手に行わせるための様々な技術や手法があることを御認識いただいて、より良い質の高い統計を作っていけるプロセスを構築していただきたいなと思っております。そのようなところです。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

○安井専門委員 以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

統計作成のプロセスではなかなか誤りの基準がはっきりとしたものを作りにくいので、作成のプロセスで黄信号が出たり赤信号が出たりという仕組みをなかなか作りにくいけれども、サービス分野に係る品質の研究でそのような技術が作られつつあるので、そういった成果を参考に公的統計の作成プロセスにもそれを活かすようにと、そのようなアドバイスであると伺いましたけれども、そのような理解でよろしいでしょうか。

○安井専門委員 はい。今現在、例えばサービス業のところでも、やはりものづくりと違

うと言われているけれども、製造業で培われた例えば主にFMEA、フェイラー・モード・エフェクト・アナリシスという方法、リスクを予測する方法があるのですが。そういうものを業務プロセスに適用する事例が実際にありますので、いろいろなそのリスクを可視化できるテクニックが、実際に使われ、存在しておりますので、そういう技術にも注目していただきたいという感想なのですが。

○西郷部会長 大変貴重な御意見どうもありがとうございます。

ほかにございますか。よろしくお願いします。

○栗原総務省統計品質管理推進室参事官 安井専門委員、栗原です。いつも診断ありがとうございます。

まさに安井専門委員の御意見は、診断の過程で当初、診断用語で言いますと、要求事項とかプロセス診断のやり方を考えたときとやはりシステムなど周りの関係技術が結構進歩してきている部分があると思っています。

例えば今回の中間振り返りで、マニュアルと委託の関係を取り上げてメッセージとして挙げましたが、統計監理官の方々とも議論していてふだんから思っておりますが、そういった観点での診断における光の当て方というか、角度の当て方とか観点が少し変化してきているというか、進歩している部分があるのかなと思ってきているところです。

ほかの統計監理官の方々と相談してはいないのですが、今後例えば中間振り返りを踏まえて、今年度、委員の御意見のような観点の診断も付け加えるようなこともあり得るのかなと、今意見を聞いていて思いましたので。本部会もさることながら、統計監理官の方々とも引き続き議論しながら、今後どうしていくのか、そういった議論を行ってまいりたいと思いますので、引き続きよろしくお願いします。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

ほかに御意見等ありますか。

それでは、議題の2についても審議していただいたということで、ここで一旦終了とさせていただきますと思います。

私が簡単にまとめるという形になるのですが、今日御報告いただいたとおり、誤り発生時の対応につきましては、引き続き各府省において適切に対応することを求めていると考えております。

また、誤り発生時の再発防止策については、文部科学省においては総務省による検証結果も参考として、子供の学習費調査に限らず、省全体として統計作成プロセスの水準向上に取り組んでいただきたいと思います。

一方、総務省による検証に御協力いただいたことで、政府全体の統計作成プロセスの向上のために有益な知見を得ることができたと思います。部会長として文部科学省の協力に感謝いたします。

本日の審議の結果として、事務局から報告がありました、検証結果を踏まえた政府全体としての取組について、各府省において取組を強化していただきたいということを部会の結論としたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。具体的にはこの資料2の17ページから19ページのところです。これを部会としての結論としたいということですが、よろ

しいでしょうか。

もし異議がないということであれば、部会としてそれを部会の結論とすることに御了解いただいたとして進めたいと思います。

本日のところは以上のように整理させていただき、この議題は終了させていただきたいと思います。ありがとうございます。

以上で、本日予定しておりました議題は2つ、審議していただいた格好になりますけれども、全体を通して皆様から御発言がありましたら伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、本日の審議はこれまでといたします。

なお、本日の審議結果については、来月開催予定の統計委員会で私が報告する形になりますが、その報告の内容につきましては、部会長である私のほうに一任していただきたいと思います。

次回の日程につきましては、また、改めて事務局から連絡があります。

それでは、本日の審議はこれまでとして閉会いたします。皆さん大変お疲れさまでした。どうもありがとうございました。